

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第38号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項 <u>（勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。）</u>、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。